

廃プラスチック類堆積事案（石岡市小見地内）に係る行政代執行の実施について

令和2年9月頃から、石岡市小見地内において、廃プラスチック類（産業廃棄物）が堆積・放置される事案が発生したため、県は、令和5年3月22日付けで行為者に対して、当該産業廃棄物を撤去・処分するよう措置命令を発出したが、行為者は、撤去期限である令和6年3月17日までに全量を撤去しなかった。

当該堆積地に接する県道笠間つくば線（フルーツライン）は、地域住民の通勤や通学等に利用されており、堆積された産業廃棄物はその道路等に飛散・崩落する危険性があるなど、地域住民の生活環境の保全上支障が生ずるおそれがあることから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第19条の8第1項に基づき、下記のとおり、行政代執行による撤去・処分を実施することとした。

記

1 行政代執行の概要

- ・堆積地：石岡市小見 1063-2、1062-1 敷地面積約 8,200 m²
- ・代執行の内容：堆積する廃プラスチック類等（産業廃棄物）の撤去・処分
〔撤去量：約 12,000 m³〕

※ なお、今回の行政代執行に要した費用は、行為者に求償します。

2 実施期間

令和6年9月6日（金）～ 令和7年1月下旬（概ね5ヶ月間を予定）

3 場所

石岡市小見地内（県道石岡笠間線沿い）

4 産業廃棄物の撤去作業の状況（令和6年9月24日）



（参考）措置命令の概要

命令日：令和5年3月22日

被命令者：郡司 誠（千葉県千葉市稲毛区）

合同会社MG. ジェネレーション（千葉県千葉市中央区）

代表社員 郡司 誠

命令の内容：当該産業廃棄物を撤去し、適正に処分すること。